

随意契約理由書

件名	建築住宅局 事務所 清掃業務(三宮国際ビル)
契約の相手方	日本管財株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 三宮国際ビルに入居するにあたり、借上げる事務室内のゴミ回収、清掃等については、ビル所有者が請負業者を指定しているため、当該業務は上記業者しか履行出来ないため随意契約を締結する。	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局住宅政策課総務係 (電話番号 595-6495)